

中央環境審議会「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」(答申)(令和2年3月)を踏まえ、令和3年1月26日に中央環境審議会会長から環境大臣へ意見具申がなされた。

■ 意見具申の主な内容

① 順応的管理プロセス※による栄養塩類の管理

※ モニタリングと並行して対策を実施し、モニタリング結果に基づく検証・学習によって随時対策の変更を加える管理手法

特定の海域ごとの実情に応じたきめ細やかな栄養塩類の管理が必要である一方、**現行制度において栄養塩類の削減に主眼を置いた規定が有るものの、栄養塩類の供給については想定されておらず、これに対応するルールが必要。**

- 関係府県知事は、関係行政機関や関係者との協議のもと**栄養塩類管理計画を策定**
- 当該計画は、計画区域、栄養塩類の種類や水質目標値(環境基準の範囲内)、供給方法、水質の測定・評価方法を計画に記載
- 栄養塩類管理が**周辺環境に及ぼす影響に係る事前の調査及び評価**、当該計画に基づく取組実施の**影響や効果を実測**
- 定期的な評価により、**周辺環境の保全上の著しい影響が判明した場合に、供給を中断・計画を見直し**
- 特定施設の構造等の変更手続の緩和や水質総量削減制度との調和・両立

② 藻場等の再生・創出の促進

特定の海域における生物の多様性及び生産性の確保に当たっては、**栄養塩類の管理のほか、藻場・干潟等の保全・再生・創出、底質の改善等を両輪として同時並行で実施することが必要。**

- 再生・創出された藻場・干潟等を適切に保全するため、自然海浜保全地区の指定対象の拡充に係る制度を見直し

③ 関係者間の連携強化

府県域を越える広域連携の場がないが、湾・灘によって取り巻く環境の状況が異なることからその場の意義大きい。

- 様々な主体の参画のもと広域的な課題についての府県の枠を越えた地域合意・連絡・協議等の場の設置に向けた取組が必要

④ 特定施設の設置等に係る許可制度の運用の効率化・適正化

本制度については当面、維持する一方、制度運用の効率化・適正化を図ることが必要。

- 瀬戸内海の環境負荷が増大しないことが明らかな事案について、特定施設に係る規制の合理化

⑤ 漂流ごみ等(海洋プラスチックごみを含む)気候変動等に係る視点その他基盤的施策

瀬戸内海における漂流ごみ等の大部分が、瀬戸内海地域由来と見られることに鑑み、問題の解決には、漂流ごみ等の除去のみならず、発生抑制対策の推進が必要。また、気候変動適応に関する視点を踏まえた対応が必要

- 特に漂流ごみ等の問題について、内陸地域を巻き込み、また、府県域を越えて地域が一体となり共同して、発生抑制対策を推進
- 生物の多様性及び生産性に与える悪影響の低減を図るため、気候変動影響に対し、必要な適応策を検討